

SNSをきっかけとした消費者トラブルに注意

消費生活センターには、SNSをきっかけとした消費者トラブルの相談が多く寄せられています。

相談事例1 SNSで知り合った相手から「ライブチケットを譲る」とメッセージがあり、チケット代を支払ったが、連絡がとれなくなった。

SNSで話が合う相手でも、本当に信頼できる相手かは分かりません。お金を支払った途端に相手と連絡が取れなくなることもありますので用心しましょう。

相談事例2 SNSで広告を見て初回500円の除毛クリームを注文したら、定期購入の契約だった。

通信販売には、クーリング・オフ制度があります。契約前に契約内容をしっかり確認しましょう。

相談事例3 SNSで「簡単に稼げる」という広告を見てサイトにアクセスし、ノウハウが記載された情報商材を購入した。後日業者から電話があり、高額なサポートプランにもに入るよう勧誘され、断れずに契約してしまった。

電話で勧誘されて契約した場合は、クーリング・オフが可能なケースもあります。トラブルに遭った場合は早めに消費生活センターに相談しましょう。

トラブルに遭わないために

SNSで大幅な値引きをうたう広告や、「簡単に稼げる」などのメッセージはうのみにしないようにしましょう。

「簡単に稼げる」という広告は注意するワン！

